

令和5年5月8日

保護者 様

埼玉県立いずみ高等学校長 小林 幹弥

## 5 類感染症移行に伴う新型コロナウイルス感染症対策について

薫風の候、保護者の皆様におかれましては、ますます御健勝のこととお喜び申し上げます。また、今年度も新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた対応への御理解・御協力を賜り、御礼申し上げます。

本日5月8日より、感染症法上の5類感染症への移行に伴い県の感染防止対策ガイドラインが改訂されます。本校でも県通知のとおり対応してまいりますので、ご確認お願いいたします。

今後の連絡につきましては、生徒は「Google Classroom」、緊急時の連絡等は生徒・保護者様には「さくら連絡網」、一般的な内容は学校ホームページでの確認をお願いします。

### 記

#### 1 健康観察について

毎日の体温チェック・提出等は不要としますが、健康状態は継続的に把握し、発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合は自宅で休養し、無理に登校しないこと。

#### 2 児童生徒の出席停止について

- (1)陽性者(有症状)…発症した後5日が経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
- (2)陽性者(無症状)…陽性が判明した検査の検体採取日を0日として5日が経過するまで
- (3)体調不良者…医師等から登校を控えるよう指示された者で指示された期間
- (4)校内で陽性者が確認され、基礎疾患等重症化リスクが高い生徒で主治医判断がある場合
- (5)感染不安で保護者から相談があり、同居家族に高齢者や基礎疾患のある者がいる等の事情、ほかに手段がない場合等、合理的な理由があると校長が判断した場合

#### 3 部活動の対応

##### (1)活動停止

「陽性者の発生人数に応じた一律の活動停止措置は行わないものとする。ただし、部活動内で感染が拡大し、集団感染の恐れがある場合等には、校長が必要に応じて活動停止及びその期間を判断する」

##### (2)活動停止期間中の公式大会等への参加

「活動を停止した部活動については、公式大会等及び対外試合などの自校以外との活動に参加することはできない。ただし、活動停止期間中の公式大会への参加については、教育的な意義を踏まえ、教育委員会及び大会等主催者に協議の上、参加の可否を判断する」

#### 4 濃厚接触者及び濃厚接触者相当の取扱いについて

令和5年5月8日以降は、濃厚接触者の特定は行なわれないこととなり、学校においても濃厚接触相当者の特定は行なわない。

また、同居している家族が陽性となった児童生徒や学校で陽性者と接触があった児童生徒等のうち、感染対策を行わずに飲食を共にした者であっても、新型コロナウイルス感染症の感染が確認されない者については直ちに出席停止の対象とはしない。

担当	教頭 養護教諭
電話	048-852-6880